

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第18号

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水
条例施行規程の一部を改正する規程

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章—第 3 章 （略） <u>第 4 章 料金、使用料及び加入金（第22条—第25条の 2）</u> 第 5 章・第 6 章 （略） 附則 <u>（届出義務者）</u> 第 3 条 <u>条例第 7 条第 1 項各号及び第 2 項各号に該当するときの届出義務者は、次のとおりとする。</u> <u>（1）給水を受けることを中止するとき 使用者</u> <u>（2）給水装置を廃止するとき 所有者</u> <u>（3）給水装置の用途を変更するとき 使用者</u> <u>（4）消防の演習のため私設消火栓を使用するとき 使用者</u> <u>（5）使用者に変更があったとき 使用者</u> <u>（6）所有者に変更があったとき 所有者</u>	目次 第 1 章—第 3 章 （略） <u>第 4 章 料金（第22条—第25条）</u> 第 5 章・第 6 章 （略） 附則 <u>（代理人の届出）</u> 第 3 条 <u>条例第 5 条の規定による届出及び条例第 7 条第 2 項に規定する代理人に係る届出は、代理人選定（変更）届（様式第 1 号）を提出することにより行わなければならない。</u>

(7) 代理人に変更があったとき 所有者
又は代理人

(8) 管理人に変更があったとき 使用
者、所有者又は管理人

(9) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所
数に変更があったとき 使用者

(10) 貯水槽を設けて2以上の独立した住
宅等の施設に給水する場合において、
給水装置を使用する戸数又は箇所数に
変更があったとき 使用者

(11) 消防のため私設消火栓その他の給水
装置を使用したとき 使用者

第4条及び第5条 削除

(管理人の届出)

第4条 条例第6条第1項の規定による届
出及び条例第7条第2項に規定する管理
人に係る届出は、管理人選定(変更)届
(様式第2号)を提出することにより行
わなければならない。

(使用者等の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による届
出は、次の各号に掲げる場合の区分に応
じ、当該各号に定める書類を提出するこ
とにより行わなければならない。

(1) 条例第7条第1項第1号及び第2号
に該当する場合 水道給水再開始(廃
止・中止)届(様式第3号)

(2) 条例第7条第1項第3号に該当する
場合 給水装置口径(用途)変更届
(様式第4号)

(3) 条例第7条第1項第4号に該当する
場合 消火栓演習使用届(様式第5
号)

2 前2条に定めるもののほか、条例第7
条第2項の規定による届出は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に
定める書類を提出することにより行わな
ければならない。

(1) 条例第7条第2項第1号に該当する
場合 給水装置使用者変更届(様式第
6号)又は給水装置所有者名義変更届
(様式第7号)

(給水装置工事の申込み)

第6条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、別に定める申込書を提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規定により、第1項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の承諾書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の承諾書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の承諾書又は工事申込者の誓約書

3 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

4 工事申込者は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1)―(3) (略)

第7条 削除

(2) 条例第7条第2項第2号に該当する場合 共用給水装置戸数異動届（様式第8号）

(3) 条例第7条第2項第4号に該当する場合 消防用水使用届（様式第9号）

(給水装置工事の申込み)

第6条 条例第10条第1項の規定による申込みは、給水装置工事兼給水開始申込書（様式第10号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1)―(3) (略)

(利害関係人の同意書等の提出)

第7条 企業長は、条例第10条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類の提出を求めるものとする。

(1) 他人の土地を通過して給水装置を設置するとき 当該土地の所有者の承諾書

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装

(給水装置の構成) 第9条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、メーター等をもって構成する。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、その一部を設けない<u>ことができる</u>。 (工事費の算出方法) 第16条 (略) (1) (略) (2) <u>運搬費は、輸送方法に応じて要した実費額とする。</u> (3)・(4) (略) (5) 間接経費は、監督料、損料及び事務経費とし、それぞれの材料費、<u>運搬費</u>及び労力費の合計額に100分の15を乗じた額とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、その額を減免することがある。 (メーターの損害賠償) 第20条 保管者は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は<u>毀損した場合は、別に定める届出書</u>を企業長に提出しなければならない。 2 (略) (給水装置及び水質の検査の請求) 第21条 保管者は、条例第24条第1項の請求をしようとするときは、<u>別に定める請求書</u>を企業長に提出しなければならない。	<u>置を設置するとき 当該給水装置の所有者の承諾書</u> (3) <u>その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書</u> 2 <u>前項各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるときは、工事申込者に対し、当該申込みに係る建築物の確認通知書等の提示を求めることがある。</u> (給水装置の構造) 第9条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、<u>水道メーター（以下「メーター」という。）</u>等をもって構成する。ただし、企業長が<u>その必要がないと認めるときは、その一部を設けないものとする。</u> (工事費の算出方法) 第16条 (略) (1) (略) (2)・(3) (略) (4) 間接経費は、監督料、損料及び事務経費とし、それぞれの材料費及び労力費の合計額に100分の15を乗じた額とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、その額を減免することがある。 (メーターの損害賠償) 第20条 保管者は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は<u>き損した場合は、メーター亡失（き損）届（様式第11号）</u>を企業長に提出しなければならない。 2 (略) (給水装置及び水質の検査の請求) 第21条 保管者は、条例第24条第1項の請求をしようとするときは、<u>給水装置・水質検査請求書（様式第12号）</u>を企業長に
--	--

い。

2・3 (略)

第4章 料金、使用料及び加入金

(料金及び使用料)

第22条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第9項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第6項に定める額を合算した額とその額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）との合計額とする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

(略)

(使用水量の端数処理)

第24条 条例第28条（第4項を除く。）の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次の計量に繰り越すものとする。

2 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月分の端数を切り上げるものとする。

第25条 (略)

(特別な場合における料金及び使用料の算定)

第25条の2 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次に定めるところにより算定する。

提出しなければならない。

2・3 (略)

第4章 料金

(用途の適用基準)

第22条 条例第25条第3項の用途の適用基準は、次のとおりとする。

(略)

(メーターの端数計算)

第24条 条例第28条の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次の計量に繰り越すものとする。

第25条 (略)

(1) 使用日数が15日以内のものの基本料金は、条例第26条第1項に定める基本料金の2分の1の額、従量料金は、同項に定める従量料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から定例日の属する月の末日までの期間を超えないときは、1月として算定した額とする。

(3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時用を適用する場合にあっては、前項中「使用期間」とあるのは「使用日数」と、「定例日から定例日の属する月の末日までの期間」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

3 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数の多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の用途による。

4 条例第30条第1項第3号に規定する計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの使用料は、その使用日数の多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の口径による。

第5章 (略)

(措置命令)

第27条 条例第47条第1項の規定による措置の指示は、別に定める指示書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第5章 (略)

(措置命令)

第27条 条例第47条第1項の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書(様式第13号)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

様式第1号から様式第13号までを削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。